

[平成 20 年第 5 回 12 月定例会 - 12 月 08 日-02 号]

◆22 番（松坂知恒議員） お疲れさまです。

市民連合の松坂知恒です。一般質問を行います。しばらくの間、御清聴、よろしく申し上げます。

まず、現球場、すなわち、広島市民球場の活用についてお聞きします。2005 年 9 月に新球場建設の基本方針が公表され、来年、2009 年 3 月に、ヤード跡地に新球場が完成する運びとなり、喜びにたえないことをまず申し上げておきます。

一方、現球場ですが、プロ野球のスタジアムとしての機能は移転するものの、残された機能や残された空間について、その利用方針については、多くの市民からさまざまな提案がなされたところでもあります。

2005 年 11 月 15 日から、翌 2006 年 1 月 20 日までの間に広島市は提案募集をし、市民や各種団体から 377 件、民間事業者から 26 件、経済 4 団体から 1 件、合わせて 404 件の提案、提言が寄せられました。それを受けて、広島市民球場跡地利用検討会議は、26 件の民間事業者の提案のうち 11 件を選定、さらに、その 11 事業者から応募のあった 6 件の事業計画案のうち、2 件を優秀案として選考しました。

最優秀案 1 件については該当者なしという結果でした。本年 9 月、広島市は、現球場跡地利用の基本方針、いわゆるたたき台を公表し、9 月 16 日から 10 月 10 日まで、市民から意見募集したところ、642 件が寄せられました。そのうち、多数を占めた意見では、現球場を残すというものが多くみられ、解体に反対が 44 件、このまま残すが 17 件、部分的に残して利用するが 161 件あり、現球場への広島市民の愛着が感じられました。

一方で、新しく導入する機能については、スポーツ機能を取り入れよというのが 275 件と一番多く、その中でも、サッカー専用スタジアムをつくれという意見が 228 件と多数でした。これは、広島市を本拠地とするサンフレッチェ広島に対する愛着が市民に定着したあかしであるとともに、戦前の旧制中学、旧制高校の時代から、広島にサッカーそのものが根づき、太い幹となつて、その青々とした葉を茂らせている証拠なのです。

ここで提案いたします。

現球場を残してほしいという愛着と、サッカー専用スタジアムをつくってほしいという、サッカー広島が羽ばたくことを望む心をついにまとめ上げる案として、現球場を改修し、サッカー専用スタジアムとすることを提案します。

2 階建てで、1 万 8000 席を占める、現在の内野スタンドはそのままとし、外野スタンドを取り壊して、簡便な構造のメインスタンドとアウエースタンドを新しく設け、さらに、人工芝の芝生席を併設した、2 万 2000 人収容のスタジアムです。

民間の試算によると、この改修費は 20 億円程度で済み、しかも、民間から全額費用負担してもよいとの提言も聞いておるところでもあります。

たたき台の内容では、余りにも市民の願うプランとの乖離が大き過ぎると思います。内容が、市民の待ち望んだ案とはとても言えないこと。また、幾度提案しても、ことごとく無視されることによって、新球場完成への熱い期待とは裏腹に、市民は、現球場跡地の活用について冷めているのであります。広島市のこれまでの姿勢に問題ありと言わざるを得ません。

そこでお尋ねします。

1、市民球場の跡地利用については、市民の間での議論が十分尽くされていないと思います。時間をかけて、さらなる議論を尽くして、ほとんどの市民が同意できる計画とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2、広島市民球場のスタンドは、築年数が51年ではありますが、1986年以降、計4度の改修を重ねています。解体せずに、有効活用しようという考えはないのでしょうか。

また、たたき台では、現球場を残して利用することは考えていないとありますが、いつ、だれが、どうやって決めたことでしょうか。

3、サンフレッチェ広島のホームグラウンドである広島ビッグアーチは、市内中心部から遠いため、観客動員数に限界があります。現球場をサッカー専用スタジアムに改修すべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、中小企業対策についてお聞きします。

本年10月31日から、国の新しい補償制度、原材料価格高騰対応等緊急補償が始まりました。中小企業の資金繰りを支援するため、現行制度セーフティネット保証の抜本的な拡充・見直しを行ったものだそうです。

この新しい制度で対象となる業種は185から618に拡充され、金融機関から融資を受ける際に、一般保証とは別枠で、無担保保証で8000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができるそうです。

広島市の中小企業支援センターへは、10月31日から11月19日までの間に533件を受け付けたそうですが、保証協会の審査は遅々として進んでいないとのことでした。

また、金融機関は、昨今発生した金融危機により、貸し渋りの傾向をさらに強めており、緊急の保証や緊急の融資を受けられる状況にはなっておりません。一体、広島市の支援は、広島市の中小企業に届いているのでしょうか。

自殺実態白書2008によりますと、広島市内で、2004年から2006年の3年間に、経済苦や生活苦を原因に自殺した人は113人に上ります。1年平均で38人です。広島市の支援で、これら経済苦、生活苦を原因とする自殺者は減少させることができるのではないのでしょうか。

お聞きします。

1、金融危機の状況の中で、中小企業に対する貸し渋りや貸しはがしが横行していると聞きます。広島市には、預託貸付制度がありますが、どこまで金融危機の状況に適切に対応しているのでしょうか。

2、広島市が窓口となり受け付けても、信用保証協会の審査がはかどらず、必要なときに融資が受けられないと聞きます。10月31日からきのうまで、融資の受け付け件数は何件で、そのう

ち、信用保証協会が保証をつけた件数は何件ですか。また、保証に至った総額は幾らでしょうか。

3、2007年の広島市の自殺者のうち、経済苦を理由に自殺した人は何人でしょうか。

4、中小企業に対し十分な支援をすることが、自殺を減らす有効な手段と考えますが、具体的にどのように支援していくのですか。深刻なケースであれば、中小企業支援センターから相談者に連絡をとるなどの、従来にない支援方法を考えられてはいかがでしょうか。

次に、地球温暖化対策についてお聞きします。

地球温暖化問題は、全世界で取り組むべき緊急の課題であり、世界各国はそれぞれ施策を展開し、あるいは展開しようとしているところであります。

我が国においても、ことし7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいて、世界全体の温室効果ガス排出量を、2050年までに半減しなければならないという合意に至りました。それを受けて、国を挙げてさまざまな取り組みがなされております。

広島市も、温暖化対策条例を9月議会に提案しましたが、賛成少数で否決されました。また、この12月議会でも提案に至らなかったということは、まことに残念と言わざるを得ません。一日も早い合意形成に、各方面の理解を求めるものであります。

さて、広島市は、脱温暖化実現計画、広島カーボンマイナス70の素案を11月に作成されました。その内容は、長期目標として、2050年までに70%削減するというものであり、2050年の社会のイメージも、4ページにわたって記載されておりますが、やや抽象的で、具体性に欠けており、わかりにくい印象です。

お聞きします。

1、広島市が打ち出しているカーボンマイナス70の目標達成に至る42年間に、広島市は数値目標を掲げるなど、市民にわかりやすい計画とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2、広島市が計画している、市民参画の排出量取引制度とは、一体どういった内容でしょうか、お聞かせください。

3、大規模事業者も排出量取引に参加してもらわないと、カーボンマイナス70は達成できないのではないかとと思いますが、いかに施策を展開されるのでしょうか。

4、市民が排出量取引制度に参加することによって、省エネ家電やエコカーへの買い換えは促進されることになるのでしょうか。その費用と効果のバランスは、市民にとって利益となり得るのでしょうか。それなりの利得がなければ、なかなか多くの市民に参加してもらえないと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、子育て支援についてお聞きします。

少子高齢化が進むとともに、日本での出生数は減少の一途をたどり、お産の需要が減るにつれ、産科を担う医師の数も減少しております。

医療の世界も、新自由主義経済の渦の中に巻き込まれてしまいました。小泉純一郎内閣以来の政策の反映であります。

そこで何が起きているのでしょうか。2006年2月には、福島県立大野病院の産科医師が、お産の際、適切な処置を怠り、妊産婦を死亡せしめたとして、業務上過失致死の容疑で逮捕され

ました。

その病院では、内閣の医師削減政策で、産科医が3人から1人に減らされていました。その結果、本来、複数の医師で処置すれば、大事に至らぬケースであったにもかかわらず、勤務者が一人となったため、大きな事故となりました。あげくの果てに、国家機関の末端である警察に逮捕されてしまうという、国が意図して引き起こした国家的陰謀とも言うべき大事件です。

この結果、産科医師数は激減し、先日、東京都においては、脳出血を合併した妊産婦が、都立墨東病院を初め多くの病院で受け入れてもらえず、お産に至ったものの、妊産婦は死亡するという痛ましい事件がありました。これも、新自由主義経済を医療現場に持ち込んだゆえの大事件であります。

一方、広島市においても、産科医不足が懸念されており、福島や東京と同様の事故が発生する可能性は大いにあるのではないのでしょうか。早急な対策が望まれます。

お聞きします。

1、東京都で見られたような、脳出血を合併した妊産婦の出産の際に、広島市では、どのような救急体制をとり、どのように対応しているのでしょうか。また、救急車による搬送の実態はどのようになっているのでしょうか。

2、産科医師が全国的に少なくなっていますが、広島市は、産科医師の確保にどのような方策をとっているのでしょうか。また、市立病院に勤める産科医師の処遇はどのようにされているのでしょうか。

現在、9万5000円と、県立広島病院の15万円、広島大学附属病院の20万円など、他の病院に比較して、極めて安い分娩料を改正して、財源とされてはいかがでしょうか、お答えください。

さらに、少子化支援策として、広島市は、妊娠期間中の健康診査の受診票を、2008年度から、2回分を5回分にふやしました。これには一定の評価をいたしますが、この5回という補助回数は、日本国内において、とりわけ進んでいる方ではありません。

仙台市では、今年度から、既に10回分の健康診査について、初回1万7500円、2回目から10回目まで、一回4,500円と手厚い補助を行っており、広島市は、明らかにおくれをとっております。

また、妊娠中あるいは出産後に、母親がうつ病を発症し、自殺に至るケースが増加していると聞きます。こちらも大変重要な問題です。

お聞きします。

1、妊娠期間中の健康診査について、その補助する回数は、国が求めている14回にふやすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2、産後の母親のうつ病発症や自殺に対し、広島市はどのような対策をとり、どのような成果を上げているのでしょうか。

3、先ほど、中小企業対策のところでもお話いたしました。自殺者の背景には、健康の問題、経済的な問題、家庭の問題など多くの原因が重なり合っています。さまざまな支援が必要であり、広く医療機関や相談支援機関が連携し、対応していく必要があると考えますが、広島市の取り組み

みをお聞かせください。

次に、医療行政についてお聞きします。

まず、安佐市民病院についてお尋ねします。

安佐市民病院のHCUでは、医師の指示によると、抗けいれん薬を筋肉注射するところを静脈注射したというミスが発生しました。私は、事故直後、現場を視察しました。同行されたのは、病院長、副院長兼看護部長、事務長です。私が気づいたことは、病院内が余りにも狭過ぎるということでした。病棟のナースステーションは、さまざまな業務に当たっている医師や看護師により、混雑する電車の車内のような混雑ぶりでした。また、手術室やICUにつながる通路には、人工呼吸器などの機器や点滴のボトルの入った段ボールの箱が倉庫がわりに置いてあり、通行の支障となっていました。医師も看護師も動くことが仕事ですから、人と人がぶつかったりすることも頻繁にあり、落ちつかない状況でした。このような職場環境では、本来発生しないミスや事故も起こり得ると思います。

安佐市民病院は、広島市北部の拠点病院として、広く地域からさまざまな重症患者を引き受けており、その奮闘ぶりに、多くの市民のみならず、市外あるいは県外の人々からも大いに喜ばれていると確信します。また、がん医療や救急医療、その他高度な医療サービスを担っておりますが、手術室の水漏れなど、施設の老朽化も目だっております。

お聞きします。

1、安佐市民病院は、施設の老朽化が進み、また、高度な医療を今後さらに発展させるためには、余りにも狭いと思われまます。早急に建てかえて拡張させ、市民の医療ニーズにこたえるべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、新しい広島市総合計画にはどのように位置づけられるのでしょうか。

2、安佐市民病院では、来年度より7対1看護体制をとることになっていると聞きますが、診療報酬の増収はどのように見込まれ、現在の赤字はどの程度解消されるのでしょうか、お答えください。

救急医療については、来年3月から、中区千田町に新たに夜間救急診療所が開設され、広島市医師会が、内科、眼科の診療に当たることになりました。広島市との協議も円滑に進み、喜ばしいことでもあります。

一方、以前より制度化されている二次救急の輪番制については、参加する病院の月当たりの参加回数が以前より減少していると聞きます。市民にとっては、受診の機会を失うことにもなりかねません。

お聞きします。

1、二次救急輪番制を担う内科、外科、脳神経外科、整形外科の現状はどうなっているのでしょうか。

2、輪番制病院の参加回数が減少していますが、制度は今までどおりきちんと維持されるべきと考えます。広島市は何か新たな方策を考えておられるのでしょうか。

現在、一回1万3000円と、政令市の平均8万円に比べ、格段に安い運営費補助金の増額など

考えるべきではないでしょうか。

3, 舟入病院が内科輪番制の一翼をさらに担ってはいかがでしょうか。65%と低い病床利用率を向上させるため、有効なのではないでしょうか。

4, また、医師会が運営する夜間救急診療所のバックアップを舟入病院は担い、低い病床利用率を克服されてはいかがでしょうか。

次に、子供の権利についてお聞きします。

我が国は、1994年に、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約を批准しました。つまり、世界に対して、日本国は、条約に明記されている子供の権利について保障すると約束し、高らかに宣言しています。広島市においても、子供の権利を保障するための、広島市ならではの仕組みづくりについて議論を重ね、条例作成の作業が進んでいるところです。

児童への虐待、子供に対するさまざまないじめなど、事態は深刻化しており、子供の権利を尊重するという市民の意識をさらに高めるためにも、広島市子どもの権利条例の一日も早い策定を望むものであります。

広島市は、今年度より、子供施策についてクロスセクションを設け、全庁を挙げて取り組むことになっておりますが、懸念する点がないわけではありません。条例策定の作業と並行あるいは先行して、具体的な施策を実行しなければなりません。子供施策について、総合計画への位置づけはどうか、2009年度予算へ向けてどのような形で反映されるのかなどです。

また、小中高等学校の校長や幼稚園の園長からは、子どもの権利条例が策定され、子供の権利が保障されるようになると、子供が言うことを聞かなくなる。また、保護者が学校や幼稚園に対して無理難題を押しつけてくるという強い懸念が表明されています。権利ばかりを強調すると、子供のわがままが助長されるとの懸念については、そもそも、学校教育や家庭教育の中で克服すべきものであり、子供の権利は何をおいても保障されるべきと考えます。

一方、子どもの権利条約では、子供はすべて学習する権利を保障されているにもかかわらず、広島市内に在住する外国人の児童生徒の小中学校への就学率は、2007年において85%で、15%の子供はどの学校にも通っていないという事実が判明しており、条約が守られていない現実が存在します。さらに、外国から広島市内に移住してくる外国人がふえ、当然、子供の数も増加の傾向にあります。広島市立の学校に在籍する外国人の生徒児童数は、2007年度の543人から、2008年度は568人と、1年間で25人増加しています。広島市教育委員会は、日本語指導協力者を派遣して指導に当たっておりますが、十分な状況にあるとは言えません。

そこでお聞きします。

1, 広島市は、これから制定する次期総合計画において、子供施策の展開をどのように広げていかれるのでしょうか。また、計画の中には、いかなる子供施策が文言として盛り込まれているのでしょうか。

2, 2009年度予算案作成において、子供の施策はどのように前進するのでしょうか。子供施策に関する予算は、2008年度に比べ何%増加するのでしょうか。その中で、特に重点を置くのはどの施策でしょうか。

3, 現在, 子どもの権利条例の制定に向け取り組まれておりますが, 学校長らの強い懸念がある中, 教育委員会は, 条例の制定についてどのように考えておられるのかお答えください。

4, 外国人児童生徒の小中学校の就学率は, 2008年12月現在, 何%になったのでしょうか。また, 100%の達成へ向け, どのような施策をとられるのでしょうか。

5, 外国人児童生徒の人数は増加の一途をたどっておりますが, 彼らに対する日本語教育は, 質, 量ともに十分ではありません。一人一人の状況に応じた教育を行うためには, 日本語指導協力者の派遣を充実させる必要がありますが, どうされるのでしょうか。

6, 外国人児童生徒の日本語能力を急いで向上させるため, 日本語指導協力者のスキルアップを目指す研修の機会をふやさなければならぬと考えますが, いかがでしょうか, お答えください。

最後に, 広報についてお聞きします。

我が広島市議会は, 昨年度に, 議員8名で構成する広報委員会を立ち上げ, ひろしま市議会だよりのおもしろい紙面づくりを行っております。広報委員の一人として, 議員各位の御理解と, 議会事務局や市長部局の皆さんの御奮闘・御協力に感謝いたします。

ところで, 広島市のホームページですが, その表紙の中の, 広島市議会のホームページへつながる部分, これはバナーと呼ぶのだそうですが, わかりにくい片隅にひっそりと位置しており, 探さないとわからないほどです。市議会の情報を得ようとして, 市のホームページを開く人も多いと思います。もっと大きく, 表紙の上の方に目立たせていただきたいと思いますが, いかがでしょうか, お答えください。

これで一般質問を終わります。

御清聴, どうもありがとうございました。(拍手)

◎秋葉忠利 市長

松坂議員の御質問にお答えいたします。

子供の権利についての質問が幾つかありましたが, 子供施策に関する取り組みについて, 私から基本的な考え方を述べさせていただきます。

少子高齢化や核家族化の進行, 地域内のつながりの弱体化などにより, 家庭や地域における子育ての機能が低下しています。また, 情報化の進展, 価値観の多様化など, 子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況のもとで, 未来を担う子供が愛情を持ってはぐくまれ, 希望を持って健やかに成長することができるよう, 子供と子育て家庭への支援施策をさらに充実する必要があると考えています。

そのため, 本年度, 新たにこども未来局を設置するとともに, さまざまな分野における子供に関係する施策を総合的に展開するため, 各局の横断的な組織であるこども施策クロスセクションを設置しました。

このこども施策クロスセクションにおける検討の成果として, 12月から, 保育園, 児童館を

活用した、子どもの遊び場づくりモデル事業を開始しました。12月1日に開設した鈴峰園保育園の遊び場は、一日平均10人以上の子供たちが利用しています。

こども施策クロスセクションでは、このほかにも、子どもの権利に関する条例の制定に向けて、各スタッフが条例に盛り込む内容について議論を行うとともに、関係する各種団体への説明や意見聴取に取り組んでいます。

さらに、発達障害者支援体制の整備、子供が文化、スポーツに親しむ機会の拡充、子供と一緒に外出しやすいまちづくりなどに重点を置いて検討を行っており、その成果を来年度予算に反映させたいと考えています。

また、本市では、平成17年、2005年に策定した、広島市新児童育成計画の計画期間が来年度で満了になることから、その改定に取り組むことにしています。

改定に当たっては、親の責任である子育てを社会が支援するという、これまでの考え方から、社会全体が責任を持って子供をはぐくんでいくという新たな考え方に方向を転換し、その考え方を実現する仕組みづくりに焦点を合わせたいと考えております。

その仕組みの一部として、例えば、家庭での子育てや企業における子育て支援が経済的に評価されるようなシステム実現についての提案ができればと考えております。

こども施策クロスセクションにおいて、このような新たな発想で、検討した施策を次期計画に反映させ、本市の子供施策の一層の充実に取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

◎南部盛一 企画総務局長

広島市のホームページに関する御質問にお答えいたします。

広島市ホームページは、平成7年、1995年に運用を開始し、平成17年、2005年4月に、全体像が把握でき、障害者や高齢者にも使いやすいホームページにするため、トップページの大幅な見直しなどを行いました。

トップページには、「ライフメニュー」や「くらしのインデックス」など、利用者の視点で分類した生活情報を画面の中央に、また、「市の仕事と組織」や「市民参加」などの情報を画面の両側に配置しています。市議会のバナーは、「市の仕事と組織」などと一緒に、画面の左側に配置していますが、御指摘を踏まえ、早急に改善したいというように考えております。

◎湯浅敏郎 企画総務局計画担当局長

子供の権利についての御質問の中の、次期総合計画に関する部分についてお答えいたします。

総合計画の改定については、現在、主要改定課題に対する対応策の検討を進めております。その対応策の案では、去る5月及び6月の総務委員会での議論を踏まえ、子供の視点から、子供が健やかに育つ社会の形成という項目を新たに立て、子供の権利の尊重や、子供が健やかに育つための支援の推進に係る具体的な取り組みを盛り込んでおります。

さらに、子育ての観点からの課題として、安心して子供を生み育てることのできる環境の整備

を掲げ、社会全体での子育て、子育てと仕事の調和に向けた支援や子育て家庭に対する支援の充実、子育てに優しい地域社会の形成について、それぞれ具体的な取り組みを盛り込んでおります。

今後、子供施策の総合的な展開が図られるよう、これらの対応策をもとに、総合計画の素案づくりを進めてまいります。

以上でございます。

◎三村義雄 健康福祉局長

3項目の質問にお答えいたします。

まず、中小企業対策のうち、自殺者の状況についてでございます。

原因、動機別の自殺者数のデータは、広島県警察本部が、各警察署管内ごとにまとめており、本市域内のみのデータはございません。府中町、海田町、熊野町、坂町を含む七つの警察署管内で発生した自殺者数で回答させていただきます。

これによりますと、2007年、平成19年においては、自殺者の総数は298人です。原因、動機は複合する場合には三つまで計上できるようになっており、経済問題を原因、動機としたものは52人で、健康問題を原因、動機としたものの149人に次いで多くなっております。

なお、警察庁の全国的なデータでは、2007年、平成19年において、経済問題を原因、動機とした自殺者が7,318人と、健康問題を原因、動機としたものの1万4,684人に次いで多くなっております。

このデータでは、原因、動機がさらに細分化されておまして、これによりますと、経済問題の主な内訳として、多重債務等によるものが51%、生活苦によるものが16%、事業不振によるものが14%、失業によるものが7%となっております。

次に、子育て支援についての質問にお答えいたします。

まず、本市の救急体制に関してでございます。

重篤な合併症を有する妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等、リスクの高い妊娠・出産には、産科、小児科、麻酔科等の医師が協働して迅速に対応することが重要でございます。

このため、広島市内では、四つの病院が、周産期母子医療センターに認定または指定され、その重責を担っております。

その四つの病院のうち、広島大学病院と医療法人あかね会土谷総合病院が、地域周産期母子医療センターに認定され、県立広島病院と広島市民病院が、総合周産期母子医療センターとして指定されております。

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科の診療科目を有し、病床数1床以上のNICU、いわゆる新生児集中治療管理室を備え、24時間体制の新生児担当医、それから、3床に一人の看護師が勤務すること等が認定要件となっております。

また、総合周産期母子医療センターは、それに加えまして、麻酔科等の診療科目を有し、病床数6床以上のMFICU、これ、母子・胎児集中治療管理室と言いますけれども、これを備え、24時間体制の複数の産科医、3床に一人の看護師または助産師が勤務することと、それから、

先ほどのNICU、新生児集中治療管理室の病床について9床以上と、それから、それに対応した3床に一人の看護師が勤務すること等が指定要件となっております。

また、周産期医療機関相互の連携促進を図るために、周産期医療情報ネットワークが構築されておりまして、各医療機関の空きベッドの情報等の提供を行っております。

こうした医療提供体制及び周産期搬送体制の充実により、本市の新生児死亡数は、平成19年、2007年において、出産1,000人当たり0.4人と、政令指定都市中最も低くなっております。

次に、産科医師の確保に関してです。

産科を含む医師不足問題につきましては、国において、医学部の定員増による医師養成数の増加を方針決定するとともに、産科医療については、来年度予算の概算要求の中に、地域でお産を支えている産科医師の手当への財政的支援や、産科に多い女性医師の離職防止、復職支援、さらには、医療リスクに対する支援として、産科医療保障制度の運用などが盛り込まれております。

産科の医師不足は全国的な傾向ではございますが、広島市域においては、今のところ、産科医師の不足による問題は生じておりません。しかしながら、本市にとっても医師確保は重要な課題であると認識しており、問題が顕在化する前に方針を定めておく必要があると考えております。

このため、今後とも、国等の動向や産科医の就業状況の把握などに努めるとともに、医師養成機関である広島大学等とも協議し、どのような方策がとれるか考えてまいります。

それから、次に、自殺問題の対応についてでございます。

本市では、本年6月に、他の政令市に先駆けて策定しました、広島市うつ病・自殺対策推進計画に基づきまして、うつ病・自殺対策を総合的、計画的に推進しています。

この計画では、自殺の背景にうつ病などの医療的要因と、多重債務などさまざまな社会的要因が複雑に関係しており、悩み苦しんでいる人を、関係者が連携して支援していくことの重要性をうたっております。

このため、うつ症状になった人の多くは体調不良を訴えて、かかりつけの医師をまず受診するという実態を踏まえ、かかりつけの医師のうつ病対応力の向上を図るための研修を今年度から開始しております。

また、かかりつけの医師と精神科医、産業医と精神科医の連携強化を図るなど、うつ症状になった人がより適切な精神科医療を受けられるようにするための取り組みも進めております。

さらに、関係機関の間の連携が十分とは言えないことから、医療機関、各相談機関の支援内容、連絡先の情報を共有化し、悩み苦しんでいる人を、相互に適切な機関に紹介するための相談の手引きを今年度中に作成し、広く関係機関等に配布するなど、社会的な取り組みとして、自殺を防ぐ新たな取り組みを行うこととしております。

こうした取り組みによりまして、悩み苦しんでいる人を関係機関が連携しながら支援する体制づくりを進めてまいります。

次に、医療行政についての質問で、2点ほどお答えいたします。

広島地区二次救急医療圏、これ、安佐南区及び安佐北区を除く広島市域でございますけれども、こちらにおいて、入院治療の必要な救急患者を受け入れる二次救急医療につきましては、広島市

民病院を初めとする 28 病院で構成する、病院群輪番制病院がその中核を担っており、当番制により、夜間及び休日の診療に対応しております。

病院群輪番制病院の運営に当たりましては、1 当番、この場合、夜間とか休日の昼間制度を 1 当番としておりますけれども、そういった 1 当番当たりの病院数が、内科及び外科については、合わせて 4 ないし 5 病院、脳神経外科及び整形外科については、それぞれ 2 ないし 3 病院となることを目安としております。

それに対しまして、今年度の状況でございますが、1 当番当たりの病院数は、内科及び外科が合わせて 4.07 病院、脳神経外科が 2.21 病院、整形外科が 2.34 病院となっており、特に、内科では、病院群輪番制病院を辞退したり、当番回数を減らす病院が相次いでいることから、1 当番当たりの病院数の減少が顕著となっております。

この、こうした病院群輪番制病院の来年度の状況でございますけれども、来年度の 1 当番当たりの病院数の見込みとしましては、内科、外科及び脳神経外科については、今年度と同程度となる見込みですが、整形外科については大幅に減少し、1 当番当たり 1.9 病院となる見込みであり、先ほど言いました運営の目安としております、1 当番当たり 2 ないし 3 病院の確保が困難な状況でございます。

病院群輪番制病院の辞退や当番回数の減少に至る主な理由としては、医師、看護師等の不足と疲弊、当番実施に係る人件費等の経費負担が、診療報酬や市の補助金で賄い切れず、経営悪化の要因となっているといったことが挙げられております。

特に、本来の二次救急患者の対応に加え、増大する軽症の救急患者の対応に追われる状況は、医師や看護師等の疲弊を招く大きな要因となっております。

こうした状況に対応するため、本市では、今年度、内科の軽症患者を受け入れる夜間救急診療所を整備し、病院群輪番制病院の負担の軽減を図ることとしております。また、国におきましては、来年度予算の概算要求の中に、二次救急医療を担う医療機関の運営に対する支援や、救急医療を担う勤務医への財政的支援が盛り込まれております。

このため、今後、国の支援策の動向も踏まえながら、本市、それから、広島市医師会、病院群輪番制病院等で構成いたします病院群輪番制病院運営協議会などで、二次救急医療体制の維持確保に向けたさらなる方策について検討していきたいと考えております。

なお、議員御指摘の、病院群輪番制病院運営費補助の増額につきましては、平成 19 年度、2007 年度に、1 当番当たりの補助額を、それまでの 1 万円から 1 万 3000 円に増額したところでございます。

厳しい財政状況ではありますが、引き続き検討したいと考えております。

以上でございます。

◎梶原伸之 こども未来局長

子育て支援についての 2 点の御質問にお答えいたします。

まず、妊婦健康診査の補助回数を増加することについてでございます。

妊娠中の健康診査につきましては、母体や胎児の健康を確保し、安心して出産を迎える上で重要であると認識しております。

妊婦健康診査を5回から14回に拡大することについては、現在、国において検討が進められていると聞いておりますが、この拡大については、国の責任で行うべきであると考えております。

本市といたしましては、今後の国の動向を踏まえまして、本市の財政状況及び他の政令指定都市や県下の他の自治体の対応状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、産後の母親のうつ病への対策についてでございます。

厚生労働省が、平成22年、2010年までの母子保健に関する国民運動計画として作成しております「健やか親子21」におきまして、平成17年度、2005年度の産後うつ病の発生率は12.8%と発表されておきまして、児童虐待や母親の自殺にもつながるおそれのある産後うつ病の対策は、重要な課題と位置づけられています。

このため、本市におきましては、保健センターでの母子健康手帳交付時に、保健師が妊婦全員に面接し、支援が必要な妊婦の早期把握に努めるとともに、昨年度から、母子健康手帳に、産後うつに関する説明を掲載いたしまして、産前産後の母親の健康管理についての注意を促しています。

また、児童虐待予防の観点から、市内の総合周産期母子医療センターや産婦人科医療機関と連携を図りまして、産後の抑うつ状態が顕著であるでありますとか、育児不安が強いなど、支援が必要な妊産婦を早期に発見し、保健師や助産師による家庭訪問や電話相談等の支援を実施いたしております。この連携による支援件数は、平成18年度、2006年度は179件、19年度、2007年度は201件となっています。

これらの取り組みにより把握しました、継続的な支援が必要な妊産婦に対しましては、必要に応じ、精神科医療機関を紹介いたしますとともに、精神保健福祉相談員や家庭相談員による家庭訪問、必要な福祉サービスの提供等の支援を行っています。

今後は、今年度から全区で展開しております、生後4カ月までの乳児家庭を訪問いたします、こんにちは赤ちゃん事業におきまして、母親の産後うつ病についての正しい知識の一層の普及に努めるとともに、訪問結果を、産後うつ病のおそれのある産婦の早期発見と適切な支援につなげていきたいと考えています。

以上でございます。

◎亀井且博 環境局エネルギー・温暖化対策担当局長

地球温暖化対策についての数点の質問にお答えいたします。

まず、広島カーボンマイナス70を市民にわかりやすい計画にすべきであるということについてでございます。

広島市脱温暖化実現計画、広島カーボンマイナス70は、2050年までに、市域の温室効果ガス排出量を、1990年度比で70%削減する目標を実現するため、本市における地球温暖化対策の長期ビジョンとして策定するものでございます。

計画の策定に当たっては、いわゆるバックキャストिंगの手法を採用し、目標達成時の2050年の社会のイメージを設定し、その実現を目指すために、中心となる施策の方向性を定めようと考えています。

目標達成時の2050年の温室効果ガス排出量は、昭和40年、1965年ころの水準に相当します。しかし、生活の質の面では、革新的な技術の導入などによって、現在の快適性が維持され、しかも、無理なく温室効果ガス排出量が削減されている社会をイメージしています。例えば、省エネ住宅が定着し、太陽光など、再生可能エネルギー利用が大幅に拡大している、いわゆる低炭素社会です。

こうした社会を実現していくため、まず、1点目として、太陽光発電や次世代自動車などの技術を大幅に普及促進すること。2点目として、排出量取引などの経済的手法を含め、排出削減に向けた社会的な仕組みをつくっていくこと。3点目として、市民の環境意識をさらに高め、実際の行動に結びつけていくことなどに取り組んでいきたいと考えています。

現在、計画の素案については、広島市環境審議会においても議論いただいているところであり、今後、エネルギー需給の見通しや、2050年の社会のイメージ、目標達成に向けた道筋などについて、より詳細に整理し、議員御指摘のとおり、例えば、具体的な対策について、数値目標を掲げるなど、市民にわかりやすい形で取りまとめたいと考えています。

次に、市民参画の排出量取引制度の内容についてでございます。

温暖化対策を進めていくためには、温室効果ガスの削減に金銭的価値を付与することが有効です。現在、EUなどで実施されている排出量取引制度は、事業者に対し、温室効果ガスの排出枠を設定し、排出枠どおりに削減できない事業者と、排出枠未満に削減できた事業者との間で、排出枠の売買ができる制度です。こうした制度は、今後、世界的に普及していくことが予想されます。

本市が検討している排出量取引制度は、自主参加による大規模事業者間での排出枠の売買に加えて、市民の積極的な削減取り組みを促進するため、市民の温室効果ガス削減量を事業者が買い取る仕組みを導入したいと考えています。

大規模事業者の排出枠については、地球温暖化対策等の推進に関する条例の制定により、温室効果ガスの削減等に係る計画書の提出を義務づける制度を導入し、この計画書に基づいて排出枠を設定することを考えています。

次に、大規模事業者が排出量取引に参加するよう、施策をいかに展開するのかということについてでございます。

排出量取引の実効性を高めていくためには、より多くの大規模排出事業者が参加することが重要です。本市の市民参画の制度は、事業者が、市民の削減分を購入することを通じて、市民の取り組みを支援することになるため、事業者にとっては、地域に対するPRにもなります。

こうしたことから、事業者が参加しやすい制度であると考えていますが、今後、さらに取引に参加する事業者が社会的に評価される仕組みの構築や、省エネ設備等の導入に対する助成制度の創設など、事業者に対するインセンティブとなる施策について検討していきたいと考えています。

最後に、市民が排出量取引制度に参加することで、省エネ家電等の買い替えが促進されることになるのか、また、市民にとって利益となるのかということについてでございます。

市民参画の排出量取引は、市民による温室効果ガスの削減に金銭的価値を付与するものであり、市民の自主的な削減の取り組みを促進するインセンティブになります。

市民の取り組みとしては、不必要な照明を消すことなど、省エネ行動を実践したり、初期投資額が割高であっても、省エネ性能のすぐれた製品への買い替えによって、電気代等の節約効果が得られます。加えて、地球温暖化対策に寄与している地球市民の一員であると感じる満足感など、金銭にかえがたい精神的なメリットもあることから、より一層取り組みが促進されるものと考えています。

本市としても、排出量取引の導入に際して、高額な設備機器に対する助成制度の充実を検討するなど、より省エネ性能のすぐれた製品への買い替えを支援し、市民、事業者、行政が協力して温暖化対策を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

◎重藤吉久 経済局長

中小企業対策についての御質問に順次お答えします。

まず、本市の預託貸付制度は、金融危機に対応しているのかとの御質問でございます。

議員御指摘のように、一部のマスコミ報道等では、資金調達力の弱い中小企業に対する貸し渋りや貸しはがしが伝えられておりますが、本市中小企業融資制度の貸し出し残高は、平成20年、2008年10月末現在で、1万4697件、652億6403万円となっており、平成19年、2007年10月末現在の1万2399件、536億8975万円と比べて、件数で18.5%増、金額で21.6%増の大幅な伸びを示しています。中でも、特別融資のセーフティネット資金は、従前から、国のセーフティネット保証に連動する融資制度として設けていたものですが、昨年12月以降、利用が急増し、平成20年、2008年10月末現在の貸し出し残高は190件、15億8735万円で、平成19年、2007年10月末現在の32件、1億6211万円に比べて、件数で約6倍、金額で約10倍となっており、活用いただいています。

さらに、10月末から始まった新たな緊急保証制度の開始に呼応するとともに、年末から年度末にかけての資金需要期に備えて、11月末の7億4700万円の追加預託により、約61億円の融資枠を確保し、合計融資枠714億円に拡大しています。

今後とも中小企業の金融の円滑化のため、本市中小企業融資制度の有効活用が十分図られるよう、当融資制度の積極的なPRに努めるとともに、金融機関及び保証協会と連携し、対応してまいります。

続きまして、セーフティネット保証についての御質問にお答えします。

このたびの国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度が始まった10月31日から12月5日までの、土・日、祝日を除く24日間に、広島市産業振興センターで受け付けた認定申請書の件数は974件で、一日当たり約41件となっています。

議員御指摘の、保証協会の審査状況につきましては、受け付け件数が多いことから、一部には、保証協会の審査に時間がかかり過ぎとの声もありますが、一方、中小企業の意向に沿うよう、保証協会としても、最大限の努力をしてもらっているとの声も聞いています。当該保証制度に基づき、保証承諾をした件数は、広島市のみの件数、金額が集計されていませんので、県全体の数値を紹介しますと、11月の1カ月間で、広島県全体で550件、保証金額は94億3400万円となっています。セーフティネット保証の業種拡大が始まりました昨年12月から本年10月までの11カ月で、広島県全体でのセーフティネット保証の保証承諾は、月平均の件数で約91件、保証金額で12億2000万円となっています。これと比べましても、件数で約6倍、金額で7.7倍と大幅な伸びとなっており、多くの方に活用されていると考えています。

次に、中小企業に対し十分な支援をすることが自殺を減らす有効な手段ではないかとの御質問でございます。

本市の中小企業支援センターにおいては、窓口相談や専門家派遣など、中小企業者の経営全般に関する支援を行っています。窓口相談では、中小企業診断士や弁護士等の専門家、当センターのマネジャー等が、市内の中小企業者が抱えるさまざまな経営課題を解決するための相談に応じしており、平成19年度、2007年度の実績は、延べ726件です。

相談内容の多くは、設備資金の調達や資金計画の策定、ビジネスプランやマーケティングなど、前向きな相談内容です。件数は少ないものの、自己破産や負債整理などの相談には、経営の専門家だけでなく、弁護士による相談対応を行った事例もあります。

今後、御指摘のような深刻なケースも想定されますことから、他の適切な相談機関の存在を知らないために、十分な社会的支援を受けられないことがないよう、他の相談機関とも共同して、連携のあり方、周知方法などについて研究をまいります。

以上でございます。

◎濱本康男 都市活性化局長

市民球場の跡地利用について数点のお尋ねがございました。

最初に、時間をかけて、市民が同意する計画とすべきという点です。

現球場跡地利用につきましては、平成17年9月から検討を開始し、その年の11月から翌年1月にかけて、市民や民間事業者などから提案を募集いたしました。その前提となっております考え方は、民間の資金とノウハウを最大限に活用するという方向性です。

その後、民間事業者からの提案につきましては、学識経験者で構成する検討会議や、選考委員会による選考を経まして、平成19年8月に、選考委員会から2件を優秀案とする選考結果の報告がございました。

この募集選考過程におきまして、事業計画案を募集する際には、市民等からの提案や意見をあらかじめ提示するとともに、選考に当たっても、検討会議や選考委員会に市民等からの提案や意見を報告をした上で御審議いただきました。

この選考結果の報告を受け、利用計画の取りまとめ作業に入りました。その後、本年2月に、

商工会議所から本市に対して、商工会議所ビルの移転を視野に入れた跡地利用計画について意見交換をしたいとの趣旨の申し入れがありました。平成17年度の検討の開始時点においては、商工会議所では、ビルをすぐに移転することは考えていないとのことでしたが、仮にビルの移転が実現すれば、跡地利用計画をよりよいものにすることができることから、この申し入れを受けて、商工会議所との意見交換に入りました。

その後、8月に、商工会議所からビルの移転検討を含む現球場跡地利用策が提案されました。市では、この提案を踏まえ、2件の優秀案をベースに、対象区域や跡地利用の考え方などを再整理して、9月に、現球場跡地利用の基本方針、いわゆるたたき台を作成、公表いたしました。

このたたき台につきましても、9月から10月にかけて、市民等からの意見を改めて募集をいたしました。また、平成17年度以降、現在まで9回にわたり、市議会の都市・経済活性化対策特別委員会におきまして、現球場跡地利用の検討状況について御報告をするなど、これまで、議会に対しても、節目節目において御報告をし、御審議をいただいております。

このように、跡地利用につきましては、議会や市民等の意見をお聞きしながら、手順を踏んで検討を進めてまいりました。現在、検討の最終段階にきており、2件の優秀案の応募者において、計画案の修正が可能かどうかについて検討を進めるとともに、商工会議所の移転方策等につきまして、中国財務局や商工会議所と協議を行っております。

今後、こうした協議状況等を踏まえるとともに、寄せられました市民からの意見を参考にしながら、年内を目途に利用計画を取りまとめたいと考えております。

次に、スタンドの有効活用等についてですが、現球場は築51年が経過をし、施設や設備が非常に老朽化しております。このため、主要部分を残して利用するとした場合には、多額の耐震補強などの補修費や維持管理費が必要になるなど、多くの課題がございます。

また、現球場は、平和記念公園と中央公園との空間的な連続性を分断する要因の一つとなっております。これまで、現球場を全部、または一部活用する民間事業者からの提案を含めて、検討会議や選考委員会で審議されましたが、結果として、現球場を残して利用する提案は選考されませんでした。

こうしたことから、本年9月に公表した、いわゆるたたき台の中において、現球場については、残して利用することは考えていないことをお示しいたしました。その後、たたき台に対する市民等からの意見募集において、現球場を何らかの形で残してほしいといった意見も多く寄せられており、本市としても、戦後の広島復興とともに歩んできた広島市民球場の歴史を将来に継承していくことは大切であると考えております。

このため、利用計画の取りまとめに当たり、現球場施設の一部を残すことも含め、どういった形で球場の歴史を残すことが望ましいかなどについて、現在、検討を行っております。

最後、サッカー専用スタジアムの改修です。

今回の市民等からの意見募集においてお寄せいただいた意見の中には、サッカー場をつくってほしいという意見も多数ありましたが、サッカー場としての利用については、平成17年度に提案を募集した際にも5件の提案がございました。しかしながら、検討会議の議論において、一つ

としては、サッカー専用スタジアムとした場合は、Jリーグの年間試合数が、プロ野球と比べても20試合程度と少なく、また、サッカー以外に市民が多目的に利用することが困難であり、年間を通じたにぎわいの創出にはつながらないこと。二つとして、大規模で閉鎖的な空間が出現することになり、平和記念公園と中央公園の空間の連続性が分断され、回遊性の向上が図られないことなどといった趣旨の指摘がなされ、5件いずれの案も選定されませんでした。

こうしたことから、現球場跡地にサッカー場を整備することは考えておりません。

しかしながら、スポーツ機能を希望する多くの意見を踏まえまして、広場機能を整備する中で、子供からお年寄りまで、多様な世代が楽しく運動できる空間づくりについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎田村義典 消防局長

子育て支援の中で、産科の救急車による搬送の実態について御答弁をいたします。

救急患者の搬送につきましては、救急隊員が、症状に応じて、かかりつけ医も含め、受け入れ医療機関を選定しております。

特に、切迫早産などリスクの高い産科の患者につきましては、総合周産期母子医療センターに指定されております市民病院、県立広島病院や、地域周産期母子医療センターに認定されております広島大学病院、医療法人あかね会土谷総合病院に受け入れを依頼しております。

平成19年、2007年中に、産科の救急搬送は318件ありまして、このうち87件については、かかりつけ医など一般の医療機関に受け入れられ、それ以外の231件については、総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターに受け入れられております。また、受け入れに関する交渉状況ですが、1回目に電話連絡をした医療機関に305件の96%が収容され、また、残り13件については、2回の交渉が8件、3回目が4件、4回目の交渉が1件となり、いずれも収容されているところであります。

現在、周産期を初め各種救急患者の搬送受け入れ態勢を円滑にするために、消防局におきましては、四つの市立病院を初め、県立広島病院、広島大学病院、広島赤十字・原爆病院、広島鉄道病院などと定期的に連絡会議を行っており、今後とも、医療機関と連携しながら、救急搬送体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

◎橋本恵次 病院事業局事務局長

子育て支援と医療行政に関する御質問のうち、病院事業に係るものについてお答えをいたします。

まず最初に、産科医の処遇改善についてでございます。

産科医は、過酷な勤務や訴訟リスクが高いことなどから、志望する医師が減少しています。こうした中、市立病院におきましては、現在のところ、日常の診療に支障を来すといった状況には

ありませんが、産科医の確保は容易でないという状況がございます。

これまで、市立病院では、産科医の負担を軽減するために医師の増員を行ってきており、また、現在、医師の業務をサポートする医療クラークの導入も検討しています。

引き続き、産科医を安定的に確保していくため、国において検討されている給与水準の引き上げ、他の自治体病院における取り組みなども参考にしながら、医師の処遇改善に努めてまいります。

次に、分娩料についてでございます。

市立病院の分娩料につきましては、平成9年度、1997年度に、現行の9万5000円に改定して以来据え置いてきており、市内の他の公立病院と比較して割安になっています。

しかし、一つには、分娩料には、分娩料のほかに入院基本料等の費用が必要となります。それらも含めた額で、本人負担額を他の公立病院と比較いたしますと、おおむね均衡していること。二つ目に、分娩のために病院が必要な経費には、医師や看護師の人件費のほか、材料費等の物件費があります。この経費と分娩料収入とを比較いたしますと、おおむね均衡していること。三つ目に、厚生労働省が行う勤労統計調査などによりますと、分娩料を負担していただく市民の方々の給与水準が、改定当時の平成9年度、1997年度を下回っていること。そして、四つ目に、消費者物価も、平成9年度、1997年度の水準を下回っているといったようなことなどの理由から、分娩料の改定は、現時点では困難であるというふうに考えています。

次に、安佐市民病院の建てかえについてでございます。

安佐市民病院は、開院後28年余りが経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、市民の医療ニーズにこたえるため、診療科の増設、集中治療室や医療支援センターの整備等を行ってきた結果、施設が狭隘化し、将来に向けた医療機能の拡充強化や療養環境の改善といった対応が難しくなっています。

こうしたことから、院内に設置した建てかえについての検討組織におきまして、医療環境の変化について分析を行うとともに、求められる医療機能について議論をしています。

今後、建てかえに向け、そうした作業を精力的に行うなど、鋭意検討を進めてまいります。

また、現在、改定作業を行っております総合計画には、安佐市民病院について、病棟の老朽化や狭隘化、高度専門医療への対応を図るため、建てかえ等を検討することを盛り込みたいと考えています。

次に、安佐市民病院の7対1看護体制についてでございます。

7対1看護体制は、平成18年、2006年4月の診療報酬改定において創設されたもので、診療報酬上、従来の看護体制よりも手厚い措置が講じられており、安佐市民病院におきましても、平成21年度、2009年度からこれを導入することになっています。それによりまして、入院収入が約4億5000万円増加することが見込まれますが、7対1看護体制を実現するための職員の増員により、人件費が約2億円増となるため、差し引きでは2億5000万円の増収となる見込みです。

また、安佐市民病院の平成21年度、2009年度の収支見込みにつきましては、現在、当初予算編成の作業中であり、不確定要素が多いため、現時点でお答えすることは困難です。

最後に、舟入病院の患者受け入れについてでございます。

舟入病院の病床利用率は、おおむね 60%台で推移しており、経営の安定化を図り、また、施設を有効に活用する観点から、入院患者をふやし、病床利用率を高めることが重要な課題と考えています。

このため、毎週火曜日の内科輪番を引き受けるなど、救急患者の受け入れに積極的に取り組んでおり、引き続き、この輪番制に参加していきたいと考えています。また、来年3月に開設される広島市医師会運営の夜間救急診療所からの紹介患者につきましても、積極的に受け入れてまいります。こうした取り組みを通じて、入院患者の増加を図ってまいります。

以上でございます。

◎岡本茂信 教育長

子供の権利についてでございますが、本市におきましては、児童虐待やいじめなど、依然として子供の人権が守られていない状況があります。

こうした状況を打開して、子供がかけがえのない価値を持った一人の人間としての権利を適切に行使できる環境を整えるため、昨年度から、子どもの権利に関する条例、仮称ですが、の制定に向けた取り組みを進めています。

教育委員会としましては、教育行政施策の重点として、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の推進を掲げ、教職員研修や研究推進校における公開研究会の開催、指導資料の作成・配付など、教職員の人権意識向上のためのさまざまな取り組みを行っています。

また、各学校におきましては、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うことを目標として、教育活動全体を通じて、組織的、計画的に取り組むを進めております。

子どもの権利に関する条例の制定は、すべての大人が、広島の未来を担う子供たち一人一人の権利を尊重し、健全に育てていこうとする機運を醸成するものと考えています。

さらに、このことによって、教育委員会が、これまで、学校、家庭、地域と連携し進めてきた、児童生徒の人権尊重の意識を高める取り組みを、より一層充実させることにもつながるものと考えています。

今後とも、条例制定に向けまして、こども施策クロスセクションにかかわる関係部局とともに取り組みを進めてまいります。

続きまして、外国人児童生徒に関することでございますが、外国人登録者の中で、満6歳から満15歳までの学齢期の子供は、本年12月1日現在で808人となっています。このうち、広島市立の小中学校、広島大学附属小中学校、私立の小中学校及び広島朝鮮学園、広島インターナショナルスクールに就学している児童生徒は、合わせて659人で、就学率は81.6%となっています。

外国人登録をしている小学校新入学児童の保護者へは、従前から、新入学のお知らせを、前年、前の年の8月に配布してきており、昨年度からは、日本語を含む八つの言語でそれぞれ作成し、配布しています。

また、随時転入してくる学齢期の子供を持つ保護者へは、区役所市民課の窓口で、口頭により入学の案内をしてきましたが、就学率の向上を図るため、本年8月からは、入学の手続や就学援助制度などを記載したチラシを、八つの言語でそれぞれ作成し、区役所市民課で配布するように改善しています。さらに、このチラシは、外国人が多く訪れる国際会議場の国際交流ラウンジ、広島市留学生会館、広島国際センター、広島入国管理局、公民館などでも入手できるようにしています。

今後、学校に行っていない子供の保護者に対し、年内に、このチラシと学校に行っていない理由などを尋ねたアンケートを送付し、対応を検討したいと考えております。

子供の指導協力者の派遣でございますが、教育委員会では、市立学校に在籍する帰国外国人児童生徒に対して、日本語指導及び基礎的な学力補充を行い、より円滑に学校生活を営むことができる能力を育成するため、日本語指導協力者を派遣する、帰国・外国人児童生徒教育支援事業を、平成2年度、1990年度より実施しています。

平成19年度、2007年度には、小学校33校に35名、中学校13校に14名の日本語指導協力者を、延べ3,554回派遣しました。

議員御指摘のとおり、近年の外国人市民の増加や定住化等により、日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、指導期間も長期化する状況にあります。

教育委員会としましても、こうした状況を踏まえ、対象児童生徒の日本語の習得状況に応じた、きめ細やかな指導を行うため、日本語指導協力者の派遣のより一層の充実に努めてまいります。

最後に、この研修でございますが、現在、対象児童生徒の使用言語に堪能で、日本語指導資格や指導経験を有する161名の日本語指導協力者を面談の上登録し、各学校の対象児童生徒の実態を踏まえて派遣をしております。

こうした日本語指導協力者の指導力向上を図るため、登録者全員を対象とした研修会を年一回開催するとともに、指導主事が学校を訪問し、直接指導などを行っています。

今後とも、多様化する対象児童生徒の教育的ニーズや、生徒指導上の課題に的確に対応するため、研修等の充実に努めてまいります。

以上でございます。